

山口大学大学研究推進機構レンタルスペース利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、山口大学大学研究推進機構レンタルスペース利用要項（以下「要項」という。）第17条第1項の規程に基づき、必要な事項を定める。

(利用申請書)

第2条 要項第4条に規定する利用代表者が提出する利用申請書は、別紙様式1による。

2 前項の利用申請書は、原則として、利用開始を希望する2か月前までに提出しなければならない。

(搬入機器等)

第3条 利用代表者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、別紙様式2に定める搬入機器等連絡票を機構長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 法令等で規制された機器等を搬入する場合
- (2) 施設の管理上、必要と認められる機器等を搬入する場合
- (3) その他機構長が必要と認める場合

2 前項の承認を受けた者が当該機器の利用を終了した場合には、速やかにこれを搬出しなければならない。

3 機器の搬入及び搬出に要する経費は、その利用代表者の負担とする。

(経費の負担方法等)

第4条 要項第10条に規定するレンタルスペースの利用に係る経費は、次のとおりとする。ただし、利用代表者が本学学生の場合にあっては、無償とする。

- (1) 要項第2条第1項及び第2項による利用料 1㎡当たり年間3,200円
- (2) 要項第2条第3項による利用料 1㎡当たり月額1,500円

2 レンタルスペースに係る電力料金は、実費相当額を別途負担するものとする。

3 利用に際し、前各項に掲げる経費以外で機構施設設備等の改修等により必要な経費負担については、利用代表者及び機構長が双方協議により決定するものとする。

4 その他機構長が特に必要と認める場合には、利用代表者に対し、別途経費の負担を請求することができるものとする。

(レンタルスペースの利用に係る特例)

第5条 機構長が必要と認める場合は、要項第2条第1項第3号によりスペースを利用する者に対し、入居から3年を限度とし、前条第1項第2号に定める利用料の半額を減免することができる。

(レンタルスペースの改修等)

第6条 要項第11条第2項に規定する改修に係る申請手続きは、第2条の規定を準用する。

(注意事項の遵守)

第7条 利用者は、この内規に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) スペースの賃借権を譲渡し、または、利用スペースの全部若しくは一部を転貸してはならない。

(2) 利用者は、レンタルスペースを善良な管理者の注意をもって使用するとともに、別に定める公害防止等の環境保全及び災害防止に努めなければならない。

(利用終了届等)

第8条 利用代表者は、利用を終了する2か月前までに、別紙様式3の利用終了届を機構長に提出しなければならない。

附 則

この内規は、平成21年6月29日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この内規改正の際現に山口大学産学公連携・イノベーション推進機構レンタルスペースを利用している者については、この内規により受け入れたものとみなす。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この内規改正の際現に山口大学大学研究推進機構レンタルスペースを利用している者については、この内規により受け入れたものとみなす。

ただし、第4条第1項のスペース利用料は、現在の許可期間終了後から適用するものとする。